

2018年1月12日

国立大学法人富山大学
学長 遠藤 俊郎 殿

富山大学教職員組合
中央執行委員長 中澤 敦夫

団体交渉の申し入れ

下記の事項について団体交渉を申し入れます。

記

1. 日 時 事務当局と協議の上、1月15日以降の早い時期
2. 場 所 富山大学事務局会議室
3. 出席者 大学側：学長、人事労務・財務担当理事、事務局
組合側：中央執行委員、分会役員、その他組合員
4. 交渉事項 以下のとおり

要求項目

(1) 人事院勧告に対応した給与の改定について

1月12日に教職員組合に対して行われた、「③給与関係規則の改正について」の説明は、これまでの人事院勧告の水準を参照しながら給与改定を行ってきた慣例を無視するものであり、受け入れるわけにはいきません。人事院勧告を尊重し、本年度についても、人事院勧告に準じて月例給改定の平成29年4月1日への遡及、及び期末・勤勉手当の平成29年12月期からの実施を要求します。

(2) 退職手当の引き下げについて

1月12日に教職員組合に対して説明された「①国家公務員の退職手当支給水準引き下げへの対応（案）」は教職員の労働条件の不利益変更であり、受け入れるわけにはいきません。撤回を要求します。

(3) 「入試業務における時間外労働削減」の新しい方針について

昨年12月19日の役員会で決定され、部局等を通じて通知されている、「入試業務における時間外労働削減」の方針は、実質的な教職員の労働条件の不利益変更であり、受け入れるわけにはいきません。また、この方針は、教職員組合に対する説明が一切なされず、

かつて教職員組合と協議した「平成 21 年役員会決定」を一方的に廃止するものであり、組合との誠実な交渉の原則に反するものです。上記の方針の撤回を要求します。

(4) 五福キャンパスのゲート設置について

12 月 8 日に行った団体交渉の要求事項 (6) にかかわり、五福キャンパスのゲート設置と課金問題について現状を明らかにするとともに、通勤手当の増額を引き続き要求します。

(5) 技術職員の待遇について

① 11 月 15 日の予備折衝で要求した「2. 教室系技術職員(施設系を除く)の要求」の「① 教室系技術職員の職務と職域の多様性を鑑み、それらを生かす評価制度を早急に確立してほしい」について、「大学側は直接に技術職員に対してヒアリングをするつもりである」との回答を得ました。ところが、現在まで、いまだヒアリングを受けていないとの意見が技術職員から出ています。早急なヒアリングの実施を要求します。

② 11 月 15 日の予備折衝で要求した「2. 教室系技術職員(施設系を除く)の要求」の「② 技術専門員への昇格を技術部技術長在職者に限定しているが、同等以上の評価を得る者にも対象範囲を広げてほしい」について「昇格の制度の見直しを検討している」との回答を得ましたが、技術職員から、見直しの動きが見られないとの意見が出ています。検討を進め、専門員の増員など昇格対象範囲の拡大を要求します。

③ 12 月から試行的に運用が始まったフレックスタイム制適用者（五福キャンパス、235 名）の中に技術職員は含まれていませんが、技術職員からの要望があり、技術職員に対するフレックスタイム制度の適用を要求します。

以上